

令和6年10月23日

長野県健康福祉部長 様

社会福祉法人  
長野県身体障害者福祉協会  
理事長 小林 和 夫

## 要 望 書

日頃、当協会の活動に対し格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、障害者福祉の充実に向けご尽力されていることに、深く敬意と感謝を申し上げます。

2024年4月1日より改正障害者差別解消法が施行されました。

この法律に基づき、行政機関や事業者は、業務を行う際に障害者から社会的障壁の除去を求められた場合、過重な負担でない限り、必要かつ合理的な配慮(「合理的配慮」)を行う義務があります。

これにより、障害者の権利や利益を侵害しないよう努めることが求められています。

また、令和4年に「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が制定・施行されました。

これを受け、障害者の視点に立った県行政の取り組みを一層促進することを要望いたします。

## <要 望>

### 1 「共生社会」を実現するための、「社会的障壁」の除去について

「障害者差別解消法」の施行から3年後の令和6年4月1日より、事業所も行政と同様に「合理的配慮の要望」への対応が責務とされました。

令和5年度の知事への要望書においても、制度理解の継続的な周知と啓発を要望し、県からの回答は、長野県障がい者共生条例を施行し、県民の方々には様々な方法で広報啓発を行った旨の回答でしたが、どのような広報啓発だったのでしょうか。

今年度、会議室を県内のある施設でお借りし実施したところ、多少の段差があり、車いす利用者の方が何とかならないか相談したところ、最初の回答が「無理です。」「できません。」でした。

その後、当協会から制度の説明をしてご納得いただき、段差の解消等を進めることとなった経過があります。

広く県民への周知については、疑問が残るところであります。

再度、お尋ねします。どのような周知・啓発を実施したのか、具体的に教えていただきたいのと、広く県民の方々にさらなる周知・啓発活動を実施していただきたく要望します。

### 2 ヘルプマーク制度とパーキングパーミット制度に関する県民への周知と改善について

令和5年度の知事への要望書において、「ヘルプマーク制度」と「パーキングパーミット制度」の広く県民への周知として、県業務周知活動の強化を要望し、回答をいただきました。

ヘルプマーク制度についての回答では、ヘルプマークディレクターが多くのイベントや小・中学校での講演などを通じて積極的に活動しているとのことでした。

しかし、実際にホームページ等を確認すると、古い情報が各団体の活動報告しか見当たらず、最新のヘルプマークの周知活動の情報は数が少な

いように感じられます。

また、信州あいサポーター研修でヘルプマークについて説明されたとのことですが、研修に参加する方々はすでに十分な知識を持っていると思われる。

そのために、県内のJRや私鉄の電車内の優先席での不適切な利用を減らすため、より広範な周知活動をお願いしたいと思います。

同じく障がい者等用駐車エリアの適正な使用についても、パーキングパーミット制度も医療機関や商業施設等への協力依頼だけでなく、広く一般県民への周知活動について再度要望します。

### 3 身体障害者相談員(ピア)の配置拡大に関する要望について

市町村長が委嘱する「身体障害者相談員(ピア)」の配置は、身体障害者福祉法に基づく重要な制度です。令和4年度の部長懇談において、「身体障害者相談員の未設置市町村に対し、改善指導を行ってほしい」旨の要望を行いました。

その後、県からいただいた回答書には、「令和3年12月時点で、県内の7つの市町村が相談員を配置している状況です。」という内容でした。

また、「相談員未設置の市町村においては、総合(基幹)支援センターが機能を行っており、障害者にとってより身近で頼りになる存在を目指していきます。」との記載もありました。

しかし、私達は「身体障害者相談員(ピア)」と、障害者総合支援法に基づき組織される「総合(基幹)支援センター」に付いては、それぞれの目的、機能は、求められている特質が全く異なる組織であると考えています。

大切なことは、「身体障害者相談員(ピア)」は、「身近な相談機関」としての存在が特に重要であり、その活動には当事者の視点を反映した特質した役割が求められています。その特質した役割の一つが、障害者としての当事者に傾聴の態度で持続的に寄り添うと言う活動などです。

そのため、「身体障害者相談員」の未設置地域における支援は、「総合(基幹)支援センター」だけではカバー出来るものではないと考えます。

県として、「身体障害者相談員(ピア)」の配置拡大に向けた積極的かつ具体的な持続の解決策を行っていただくことを強く要望いたします。

#### 4 長野県社会福祉総合センター(仮称)の早期建設を希望します。

県の福祉行政のシンボルであり、県の福祉団体が入居し活動の拠点としていた

「長野県社会福祉総合センター(長野市若里)」が老朽化のため取り壊され、多くの団体が令和3年2月に「長野県長野保健福祉事務所」に移転しました。

県庁に近いという利点がありますが、県の一施設を間借りしている状況にあり、事務室が狭く、また、県下各地から参集し会議等を行うことが難しいなど、福祉団体の活動に制約が生じています。

元の施設と同様に、複数の会議室や講堂、駐車場等が設置され、県民が利用しやすい「社会福祉総合センター(仮称)」を早期に建設していただきたく要望します。

新たなセンターの建設は、県の福祉行政への積極的な姿勢を示すものになると思いますので、将来的な県の考えをお示していただければと存じます。

#### 5 障害者福祉施策に係る予算の充実確保を要望します。

県では財源を十分確保され、財政状況により事業が後退しない福祉施策の実施をお願いします。

また、市町村に対しても、格差のない福祉サービスとするようご指導をお願いします。

6 障第679号

令和 6 年（2024年）10月25日

社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会  
理事長 小林 和夫 様

長野県健康福祉部長



要望書への回答について

令和 6 年10月23日付けで提出いただいた要望書について、別紙のとおり回答いたします。

（問合せ先）

担当 障がい者支援課在宅支援係 小林

電話 026-235-7104（直通）

FAX 026-234-2369

Mail shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

## 要望項目及び回答

### 1 「共生社会」を実現するための、「社会的障壁」の除去について

#### <回答要旨>

- 令和4年度に長野県障がい者共生条例を施行し、県民の方々には以下の方法で広報啓発を行ってきました。
  - ・県広報ラジオ番組で周知。
  - ・イベント会場での障がい体験ブースやパネル展示。
  - ・共生社会づくりフォーラムの開催。
  - ・出前講座の実施。
  - ・優れた合理的配慮を提供する事業所を「ともいきカンパニー」として認定。
  - ・障がい者や福祉の現場等を取材したミニ番組を制作、放送。
  - ・障がい当事者と共に障がい理解のためのワークショップ開催。
  - ・障がい理解のための啓発CM及び動画の制作、放送。
- 引き続き、条例の目的及び基本理念にのっとり、「障がいの社会モデル」の考え方を広め、お互いの前向きな建設的対話と工夫により、共生社会づくりがより一層進むよう取り組んで参ります。

(障がい者支援課)

### 2 ヘルプマーク制度とパーキングパーミット制度に関する県民への周知と改善について

#### <回答要旨>

- ヘルプマークの周知については、令和元年に2人の個人と3つの団体をヘルプマークディレクターに委嘱し、様々なイベントでのブースの出展や小学校・中学校での講演など活発に活動していただいております。
- また、当課に所属する信州あいサポート推進員が、県内の企業等を訪問し、信州あいサポート運動及びヘルプマークの目的等を説明しています。特にヘルプマークのポスター掲示については訪問したほぼすべての事業者から了承を得て掲示をしていただいております。
- 信州あいサポート運動とヘルプマークの普及啓発を両輪とし、受け手側・支え手側の相互理解の好循環が生まれる取組を引き続き推進してまいります。
- ホームページには最新の情報を掲載してまいります。
- パーキングパーミット制度については、障がい者等用駐車区画を真に必要とする方が利用しやすくするため、県ホームページや市町村等関係機関を通じて制度の周知を図るとともに、どの地域でも快適に暮らしていけるよう、引き続き医療機関や商業施設等へ協力を呼び掛け、協力施設の拡大を図って参ります。

(障がい者支援課、地域福祉課)

### 3 身体障害者相談員（ピア）の配置拡大に関する要望について

#### <回答要旨>

- 身体障害者相談員の配置については、委託者である市町村で検討を行っていただく必要があるため、市町村担当者会議において、配置している市町村の状況等について共有したところです。
- 「総合（基幹）相談支援センター」と身体障害者相談員は、法律等の根拠は異なるものの、障がいのある方々の話を丁寧に聞き、相談に応じ、必要な援助を行うという基本的な姿勢は大きく異なるものではないと考えますが、同じ立場で話を聞き理解してもらえらるるることの安心感等を求める相談者もいることと思います。
- 一部の障害福祉サービスでは、所定の要件を満たすピアサポーターを雇用し、ピアサポート業務を行うことで算定できる加算が創設されており、長野県ではその要件の一つである研修会の令和6年度からの開催に取り組んでいます。今後、多くの障害福祉サービス事業所においてピアサポート業務が行われるよう、研修会の開催を継続していきます。

(障がい者支援課)

### 4 長野県社会福祉総合センター（仮称）の早期建設を希望します。

#### <回答要旨>

- 移転により各団体との意思疎通がこれまで以上に円滑に行われる環境となり、県としても県内福祉の向上に向けた取組の連携を密にして進めてまいります。
- 会議室等施設面で御不便をおかけしておりますが、日程等の調整をしていただき利用をお願いいたします。
- 御要望の「社会福祉総合センター（仮称）」については、各団体の活動状況等を踏まえた上で将来のあり方を検討してまいります。

(地域福祉課)

### 5 障害者福祉施策に係る予算の充実確保を要望します。

#### <回答要旨>

- 高齢化等による社会保障関係費の増加により、国・県・市町村の財政事情は大変厳しい状況であり、人口減少下において、今後更に厳しさを増すことが見込まれております。このような状況において、障がいのある方が地域で安心して暮らしていくことができるよう、国の動向を注視しながら必要な予算の確保に努めるとともに、今年3月に策定いたしました長野県障がい者プラン2024に掲げた各種施策について、着実に推進してまいります。
- また県と対等な関係である市町村においても、障害福祉サービス等の必要な見込量や地域の実情を踏まえた障害福祉計画・障害児福祉計画を策定していますので、同計画に基づいて福祉サービスが提供されているものと認識しています。引き続き、市町村と連携して障がい福祉施策を推進してまいります。

(障がい者支援課)